

平成27年4月1日スタート

津市消防救急デジタル無線・ 高機能消防指令センター運用開始



平成27年3月3日

津市消防本部におけるデジタル化への経緯

平成15年10月の電波法改正により150MHz帯消防無線の使用期限が平成28年5月31日までと規定される

共通波

- 三重県が平成18年度から着手し、平成26年度に完成
- 県内消防相互応援協定に基づく災害、防災ヘリとの交信手段
- 財源：市町村振興事業基金(三重県市町総合事務組合)

活動波

県内各消防本部が災害活動時に使用、各自治体にて整備

津市デジタル化整備事業

平成25年8月2日入札
平成25年8月12日仮契約締結

平成25年9月26日議決
平成27年3月19日工期

平成27年4月1日
運用開始 **県下初**

総事業費

13億1,551万円
平成25年度から2カ年

財源内訳

国庫支出金	1億9,697万6千円(防衛省補助事業)
地方債	9億8,900万円(合併特例債)
一般財源	1億2,953万4千円

消防救急デジタル無線・高機能消防指令センターの概要

消防救急デジタル無線

火災・救急・救助など消防業務において必要な通信連絡体制を統制するデジタル無線システム



高機能消防指令センター

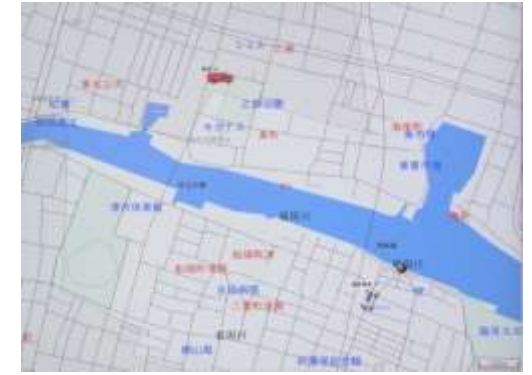
119番通報を受報し、出動車両の自動編成、出動指令を行う高度な情報通信システム



新たに導入したシステム・機能の概要

①GPS機能

車載端末のGPS機能により、車両位置情報を把握し、災害地点から直近の車両を出動させ、現場到着までのレスポンスタイムの短縮を図る



②災害対策用高所カメラ **❗ 県内初導入**

昼夜兼用高感度・高倍率デジタルハイビジョンカメラを県内で初めて導入。県庁屋上に設置し、災害対策本部へ映像伝送し、状況を確認、早急な災害対応を図る



③Web119 **❗ 県内初導入**

Web上で119番通報が可能。音声による119番通報が困難な方でも位置情報や容態が把握でき、迅速な緊急出動が可能



GPS機能

車両位置情報、車両動態情報を一括管理・共有

▶ **新指令システムで車両位置情報を把握、隊編成を自動に行い出動指令**

車両端末装置（AVM/Automatic Vehicle Monitor）情報表示

▶ **指令情報、支援情報、病院情報、自車位置、災害地点地図**

▶ **災害時における活動を支援**



通信指令センターで各車両の位置情報を把握



災害地点から直近の車両を自動に編成し出動命令



車両端末装置(AVM)に災害地点情報を表示

災害地点から直近の車両が緊急出動可能に！

災害対策用高所カメラ

昼夜兼用の高感度・高倍率デジタルハイビジョンカメラを
三重県庁屋上に設置 **❗ 県内初導入**

- 指令システムの発信地表示機能に連動
- 自動で災害現場映像を映し出す

支援情報として消防活動隊へ提供、
効果的な部隊運用による災害の軽減



災害対策本部への映像伝送

- 津市災害対策本部、三重県災害対策本部へ
映像データを伝送し、情報共有



火災・津波などの災害が直接確認でき、迅速で適確な対応が可能

Web119

聴覚や言語に障がいのある方のためにインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報が可能 **！ 県内初導入**



通報場所がディスプレイに即座に表示



Web119を使った119番通報イメージ



消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター運用開始式

日時

平成27年3月30日(月) 11時00分～

場所

津市消防本部(津市久居明神町2276番地)

**市側出席者
(予定)**

**津市長 前葉 泰幸
津市消防長、津市消防団長・副団長、危機管理部長**

**出席関係機関
(予定)
順不同、敬称略**

津市議会、津警察署、津南警察署、三重県警察本部、陸上自衛隊久居駐屯地、三重県地方協力本部、津市自主防災協議会、津市婦人防火推進委員会、津市防火協会、三重県、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、松阪地区広域消防組合、伊賀市消防本部、名張市消防本部、奈良県広域消防組合

介護予防・日常生活支援総合事業 実務者会議を立ち上げ



平成27年3月3日

平成27年度介護保険制度改正に伴う新たな地域支援事業

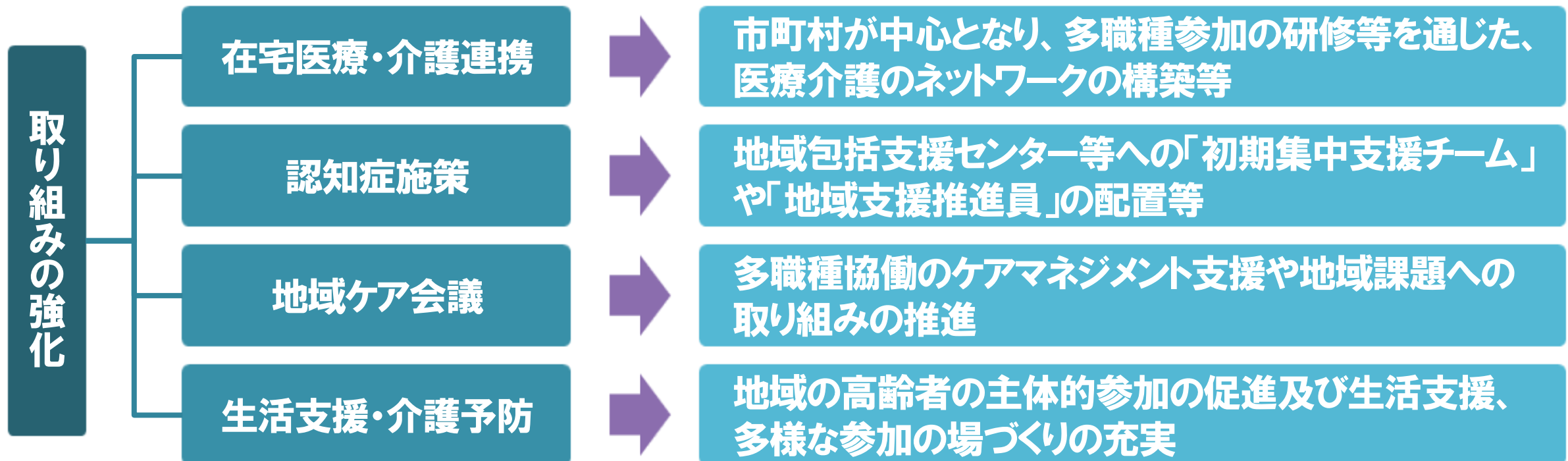
① 予防給付の見直し(訪問介護、通所介護)

予防給付から介護予防・日常生活支援
総合事業(新しい総合事業)への移行



高齢者の多様なニーズに対応する
ため、市町村が地域の実情に応じ、
取り組みを推進

② 地域支援事業の充実



予防給付の見直しの方向性(訪問介護と通所介護)

全国一律の
予防給付

津市の実情に応じて実施できる新しい総合事業を展開

- 現行に相当するサービス
- 現行基準を緩和したサービス
- 住民主体の支援等の多様なサービス

- 要支援者が選択できるサービスが充実
- 多様な単価・住民主体による低廉な単価の設定により、利用料も低減
- 地域のつながりを維持

- 在宅生活の安心確保
- 重度化予防の推進

法施行日と
経過措置

平成27年4月施行

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

※条例で定める場合には平成29年4月まで新しい総合事業への移行が猶予可能

猶予する理由

課題

- 高齢者ニーズに応じた生活支援サービスの整備
- 住民主体の生活支援活動の促進
- サービス利用者、市民、関係者等への周知

事務の見直し

- システムの構築
- 地域包括支援センターの体制強化

2年間の取り組み(共につくりあげる新しい総合事業)①

市が **実務者会議** と **意見交換会** を主宰

実務者会議

合同会議

各部会から数名程度で構成

訪問部会

通所部会

居宅介護部会

各部会の構成

各事業所＋地域包括支援センター＋市＝10名程度

誰もが参加できる
意見交換会

2年間の取り組み(共につくりあげる新しい総合事業)②

平成27年4月17日、第1回実務者会議を開催

定期的に合同会議、
訪問介護・通所介護・
居宅介護支援の
3部会で課題を協議

- サービスの基準づくり
- 単価の考え方
- モデル事業の基準づくり、検証
- 効果的なケアマネジメントの研究

+

相談
窓口

意見交換会で情報発信！

会議の見える化

- 誰もが参加できる意見交換の場
- 年2回程度の開催

- 実務者会議の報告
- 各地域のサービスや課題の情報交換
- モデル事業の情報発信

モデル事業の募集

新しい総合事業の住民主体の訪問型・通所型サービスに位置付けられるサービスを平成28年度に先行的に実施

平成27年度 準備期間

- 実務者会議による地域で必要なサービスの検討、モデルの基準づくり
- 意見交換会での概要説明
- 公募・選定

平成28年度 実施期間

- モデル事業の実施
- 意見交換会での実施状況の報告
- 実務者会議による事業の検証、基準等の見直し

平成29年度 移行

新しい総合事業として実施

2年後には変わっています！

要支援者の生活

～自分の生活に合ったサービスを選択し、いきいきとした生活に～

生活支援

- 専門のヘルパーと共に調理を
- 民間サービスで買い物代行
- 地域の支援でごみ出しと見守り等

介護予防

- 専門のデイサービスで機能訓練
- 民間のミニデイサービスで運動教室
- 身近なサロンで人との交流

地域の人々

～地域で活躍する場づくりと積極的な介護予防を！～

地域で活躍する場を

- 自分の特技を活用してサービスの担い手としての活躍を
- ご近所の声かけ・見守りを積極的に
- 地域での活動を通してつながりを強化

ますます元気に介護予防

- 身近なサロンへの参加
- 元気アップ教室・転倒予防教室・認知症予防教室等への参加

地域包括支援センターは身近な相談窓口

新しい総合事業は地域づくり！ 皆さんとつくりあげます！

高齢者に関する総合相談

要支援者の介護予防
ケアマネジメント

地域のネットワークづくり
(地域ケア会議)等

+

新しいサービスの
立ち上げの相談

地域の情報を集約

地域の皆さんと地域の
実情やニーズを把握して
地域課題を考える等